

2023年3月8日

各位

会社名 株式会社 A r e n t
代表者名 代表取締役社長 鴨 林 広 軌
(コード番号: 5254 東証グロース市場)
問合せ先 取締役管理部長 中 嶋 翼
(TEL 053-523-8072)

募集株式の払込金額及びブックビルディングの仮条件決定、

売出人及び売出株式数の変更並びに第三者割当による募集株式数の変更のお知らせ

2023年2月20日開催の当社取締役会において決議いたしました公募による募集株式発行及び公募による自己株式の処分等につきましては、2023年3月8日開催の当社取締役会において、最近の株式市場の動向等を勘案して、売出人及び売出株式数並びに第三者割当による募集株式数を下記のとおり変更し、また未定でありました払込金額等を下記のとおり決定いたしましたので、お知らせ申し上げます。

記

1. 公募による募集株式発行及び公募による自己株式の処分の件

- | | |
|---------------------|--|
| (1) 募集株式の払込金額 | 1株につき 金 969円
(ただし、引受価額が募集株式の払込金額を下回る場合は、当該募集株式の発行及び自己株式の処分を中止する。) |
| (2) 募集株式の払込金額の総額 | 678,300,000円 |
| (3) 仮 条 件 | 1,140円から1,440円 |
| (4) 仮 条 件 の 決 定 理 由 | 当社の事業内容、経営成績及び財政状態、事業内容等の類似性が高い上場会社との比較、価格算定能力が高いと推定される機関投資家等の意見及び需要見通し、現在の株式市場の状況、最近の新規上場株式の株式市場における評価並びに上場日までの期間における価格変動リスク等を総合的に勘案して決定いたしました。 |

2. 引受人の買取引受による株式売出しにおける売出人及び売出株式数の変更の件

- | | | |
|---------------------|--|----------|
| (1) 売 出 株 式 数 の 変 更 | 2023年2月20日開催の当社取締役会において決議いたしました引受人の買取引受による株式売出しに関し、2023年3月8日開催の当社取締役会において売出株式数を600,000株から470,000株に変更することを決議いたしました。 | |
| (2) 変更後の売出人及び売出株式数 | Den Haag The Netherlands | |
| | 大北 尚永 | 100,000株 |
| | 東京都中央区 | |
| | 鴨林 広軌 | 96,600株 |
| | 静岡県浜松市中区 | |
| | 佐海 文隆 | 80,000株 |
| | 静岡県浜松市中区 | |
| | 中川 高志 | 80,000株 |

ご注意: この文書は一般に公表するための記者発表文であり、日本国内外を問わず一切の投資勧誘又はそれに類する行為を目的に作成されたものではありません。投資を行うに際しては、必ず当社が作成する「新株式発行及び自己株式の処分並びに株式売出届出目論見書」(並びに訂正事項分)をご覧くださいの上で、投資家ご自身の判断で行うようお願いいたします。

静岡県浜松市中区	
丸山 篤史	80,000 株
静岡県浜松市東区	
清水 利恭	18,400 株
福岡県福岡市中央区	
安藤 洋一郎	6,600 株
静岡県浜松市中区	
織田 岳志	3,500 株
神奈川県鎌倉市	
河野 知久	2,000 株
京都府京都市中京区	
下池 昌広	1,800 株
静岡県浜松市中区	
田中 秀生	1,100 株

3. オーバーアロットメントによる株式売出しにおける売出株式数の変更の件

- (1) 売 出 株 式 数 の 変 更 2023 年 2 月 20 日開催の当社取締役会において決議いたしましたオーバーアロットメントによる株式売出しに関し、2023 年 3 月 8 日開催の当社取締役会において売出株式数を 195,000 株（上限）から 175,500 株（上限）に変更することを決議いたしました。
- (2) 売 出 人 及 び 変 更 後 の
売 出 株 式 数 売出人 東京都千代田区大手町一丁目 5 番 1 号
みずほ証券株式会社
売出株式数 当社普通株式 175,500 株（上限）
（売出株式数は上限を示したものであり、需要状況により減少し、または本売出しそのものが中止される場合がある。なお、売出株式数は、需要状況を勘案した上で、2023 年 3 月 16 日（発行価格等決定日）に決定される。）

4. 第三者割当による募集株式発行における募集株式数の変更の件

- (1) 募 集 株 式 数 の 変 更 2023 年 2 月 20 日開催の当社取締役会において決議いたしました第三者割当による募集株式発行に関し、2023 年 3 月 8 日開催の当社取締役会において、募集株式数を 195,000 株から 175,500 株に変更することを決議いたしました。
- (2) 募 集 株 式 の 払 込 金 額 1 株につき 金 969 円
- (3) 募 集 株 式 の 払 込 金 額 の 総 額 170,059,500 円

ご注意：この文書は一般に公表するための記者発表文であり、日本国内外を問わず一切の投資勧誘又はそれに類する行為を目的に作成されたものではありません。投資を行うに際しては、必ず当社が作成する「新株式発行及び自己株式の処分並びに株式売出届出目論見書」（並びに訂正事項分）をご覧ください。投資家ご自身の判断で行うようお願いいたします。

【ご参考】

1. 公募による募集株式発行及び公募による自己株式の処分並びに株式売出しの概要

- | | |
|---------------------------|--|
| (1) 募 集 株 式 数 | ① 公募による募集株式発行
当社普通株式 420,800 株 |
| | ② 公募による自己株式の処分
当社普通株式 279,200 株 |
| (2) 売 出 株 式 数 | ① 引受人の買取引受による売出し
当社普通株式 470,000 株 |
| | ② オーバーアロットメントによる売出し (※)
当社普通株式 上限 175,500 株 |
| (3) 需 要 の 申 告 期 間 | 2023 年 3 月 9 日 (木曜日) から
2023 年 3 月 15 日 (水曜日) まで |
| (4) 価 格 決 定 日 | 2023 年 3 月 16 日 (木曜日)
(発行価格及び処分価格並びに売出価格は、募集株式の払込金額以上の価格で、仮条件に基づく需要状況等を勘案した上で決定する。) |
| (5) 申 込 期 間 | 2023 年 3 月 17 日 (金曜日) から
2023 年 3 月 23 日 (木曜日) まで |
| (6) 払 込 期 日 | 2023 年 3 月 27 日 (月曜日) |
| (7) 株 式 受 渡 期 日 | 2023 年 3 月 28 日 (火曜日) |
| (※) オーバーアロットメントによる売出しについて | |

上記のオーバーアロットメントによる売出しは、公募による募集株式発行及び公募による自己株式の処分並びに引受人の買取引受による売出しに伴い、その需要状況を勘案し、みずほ証券株式会社が 175,500 株を上限株式数として行う売出しであります。したがってオーバーアロットメントによる売出しに係る売出株式数は、上限株式数を示したものであり、需要状況により減少若しくは中止される場合があります。

オーバーアロットメントによる売出しの対象となる当社普通株式は、オーバーアロットメントによる売出しのために、みずほ証券株式会社が当社株主である鴨林広軌（以下「貸株人」という。）より借入れる株式であります。これに関連して、当社は、2023 年 2 月 20 日及び 2023 年 3 月 8 日開催の取締役会において、みずほ証券株式会社を割当先とする当社普通株式 175,500 株の第三者割当増資（以下「本件第三者割当増資」という。）を行うことを決議しております。

また、みずほ証券株式会社は、2023 年 3 月 28 日（上場日）から 2023 年 4 月 21 日までの間、貸株人から借入れる株式の返還を目的として、東京証券取引所においてオーバーアロットメントによる売出しに係る売出株式数を上限とする当社普通株式の買付け（以下「シンジケートカバー取引」という。）を行う場合があります。

みずほ証券株式会社は、上記シンジケートカバー取引により取得した株式については、貸株人から借入れている株式の返還に充当し、当該株式数については、割当てに応じない予定でありますので、その場合には本件第三者割当増資における発行数の全部又は一部につき申込みが行われず、その結果、失権により本件第三者割当増資における最終的な発行数が減少する、又は発行そのものが全く行われない場合があります。また、シンジケートカバー取引期間内においても、みずほ証券株式会社の判断でシンジケートカバー取引を全く行わないか若しくは上限株式数に至らない株式数でシンジケートカバー取引を終了させる場合があります。

2. 今回の募集株式発行による発行済株式総数の推移

現在の発行済株式総数（2023 年 2 月 20 日時点）	5,602,480 株
公募による募集株式発行による増加株式数	420,800 株
公募後の発行済株式総数	6,023,280 株
第三者割当による募集株式発行による増加株式数	175,500 株（最大）
増加後の発行済株式総数	6,198,780 株（最大）

ご注意：この文書は一般に公表するための記者発表文であり、日本国内外を問わず一切の投資勧誘又はそれに類する行為を目的に作成されたものではありません。投資を行うに際しては、必ず当社が作成する「新株式発行及び自己株式の処分並びに株式売出届出目論見書」（並びに訂正事項分）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断で行うようお願いいたします。

3. ロックアップについて

公募による募集株式発行及び公募による自己株式の処分並びに引受人の買取引受による売出しに関連して、売出人かつ貸株人である鴨林広軌、売出人である佐海文隆、大北尚永、中川高志、丸山篤史、清水利恭、安藤洋一郎、織田岳志、下池昌広、田中秀生及び河野知久並びに当社株主（新株予約権者を含む。）である梅林真如、合同会社 J&TC Frontier、しんきんーやらまいか投資事業有限責任組合、投資事業有限責任組合しんきんの翼、岡本龍一、田村省太、鴨林佳、佐藤幸久、中嶋翼、池本亨、水鳥敬広、山道了輔及び植田光信は、みずほ証券株式会社に対し、元引受契約締結日から上場（売買開始）日（当日を含む。）後 180 日目の 2023 年 9 月 23 日までの期間（以下「ロックアップ期間」という。）中、みずほ証券株式会社の事前の書面による同意なしには、当社普通株式の売却（ただし、引受人の買取引受による売出し、オーバーアロットメントによる売出しのために当社普通株式を貸し渡すこと等を除く。）等を行わない旨合意しております。

また、当社はみずほ証券株式会社に対し、ロックアップ期間中はみずほ証券株式会社の事前の書面による同意なしには、当社普通株式の発行、当社普通株式に転換若しくは交換される有価証券の発行又は当社普通株式を取得若しくは受領する権利を付与された有価証券の発行（ただし、公募による募集株式発行、公募による自己株式の処分、株式分割、ストックオプションとしての新株予約権の発行及びオーバーアロットメントによる売出しに関連し、2023 年 2 月 20 日開催の当社取締役会において決議されたみずほ証券株式会社を割当先とする第三者割当増資等を除く。）等を行わない旨合意しております。

なお、上記のいずれの場合においても、みずほ証券株式会社はロックアップ期間中であってもその裁量で当該合意の内容の一部若しくは全部につき解除できる権限を有しております。

上記のほか、当社は、取引所の定める有価証券上場規程施行規則の規定に基づき、上場前の第三者割当等による募集株式等の割当等に関し、割当を受けた者との間に継続所有等の確約を行っております。

以 上

ご注意：この文書は一般に公表するための記者発表文であり、日本国内外を問わず一切の投資勧誘又はそれに類する行為を目的に作成されたものではありません。投資を行うに際しては、必ず当社が作成する「新株式発行及び自己株式の処分並びに株式売出届出目論見書」（並びに訂正事項分）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断で行うようお願いいたします。